

○ 農業振興地域整備計画の案に対する意見書提出

- (1) 提出先 吉野川市産業経済部農林業振興課
吉野川市鴨島町鴨島 1 1 5 番地 1
ファクシミリ：0883-22-2237 電子メール：noushin@yoshinogawa.i-tokushima.jp
- (2) 提出方法 書面による（持参、郵便（当日消印有効）、ファクシミリ、電子メール）
- (3) 提出期限 令和3年2月24日
- (4) 提出に当たっての注意事項
意見書を提出する者が個人の場合にあつては住所、氏名及び年齢を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。
- (5) 提出された意見書の取扱い
提出された意見書については、個別の回答は行わず、その内容ごとに要旨、提出数及び処理結果を、農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告する。ただし、吉野川市の住民以外から提出された意見書、提出期限後に提出された意見書、農業振興地域整備計画の案以外に対する意見書についてはこの限りではない。

○ 農用地利用計画の案に対する異議申出

- (1) 申出先 吉野川市産業経済部農林業振興課
吉野川市鴨島町鴨島 1 1 5 番地 1
- (2) 申出方法 次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して持参又は郵便（当日消印有効）により申出すること。
 - ア 異議申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - イ 異議申出に係る農用地利用計画の案
 - ウ 異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称又は居所
 - エ 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があつたことを知った年月日
 - オ 異議申出の趣旨及び理由
 - カ 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
 - キ 異議申出の年月日
- (3) 申出期限 令和3年3月11日
- (4) 申出に当たっての注意事項
代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議の申出をするときには、その資格を証明する書面を異議申出書に添付すること。
- (5) 異議申出の取扱い
異議の申出を受けたときは、縦覧期間満了後60日以内に異議の申出に対する決定を行う。